



福岡医発第159号(地)
平成18年 4月21日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



岐阜県建設国民健康保険組合規約の一部負担金割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割

※ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める
給付割合

2. 施行年月日 平成18年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-20

平成18年3月23日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

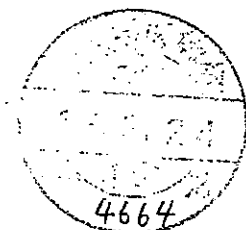
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

岐阜県建設国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、岐阜県健康福祉環境部国民健康保険課長から通知がありましたので、お知らせします。





国保第580号
平成18年3月2日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岐阜県健康福祉環境部
国民健康保険課長

岐阜県建設国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてご配慮願います。

岐阜県健康福祉環境部国民健康保険課			
担当チーフ	長屋	担当	小谷
Tel.058-272-1111(ext.2642)			
Fax.058-277-5450			
e-mail:kotani-kenichiro@			
pref.gifu.lg.jp			



岐阜県建設国民健康保険組合規約の一部改正対照表

改	正	後	現	行
1. 保険給付に関する事項 ＜一部負担金＞	1. 保険給付に関する事項 ＜一部負担金＞	1. 保険給付に関する事項 ＜一部負担金＞	1. 保険給付に関する事項 ＜一部負担金＞	1. 保険給付に関する事項 ＜一部負担金＞
第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
一 次号から第五号までに掲げる場合以外の組合員以外の被保険者の場合 10分の3	一 次号から第五号までに掲げる場合以外の組合員以外の被保険者の場合 10分の3	一 次号から第五号までに掲げる場合以外の組合員以外の被保険者の場合 10分の3	一 次号から第五号までに掲げる場合以外の組合員以外の被保険者の場合 10分の3	一 次号から第五号までに掲げる場合以外の組合員以外の被保険者の場合 10分の3
二 第四号及び第五号に掲げる場合以外の組合員である被保険者の場合 10分の3	二 第四号及び第五号に掲げる場合以外の組合員である被保険者の場合 10分の3	二 第四号及び第五号に掲げる場合以外の組合員である被保険者の場合 10分の3	二 第四号及び第五号に掲げる場合以外の組合員である被保険者の場合 10分の3	二 第四号及び第五号に掲げる場合以外の組合員である被保険者の場合 10分の3
三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2	三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2	三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2	三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2	三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1	四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1	四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1	四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1	四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1
五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき 10分の2	五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき 10分の2	五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき 10分の2	五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき 10分の2	五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき 10分の2